

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 濃尾第二改築葛木揚水機場建屋計画通知申請業務
- 2 業 務 場 所 愛知県愛西市葛木町江東14-2
- 3 業 務 期 間 契約締結の翌日から令和6年3月25日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りませす。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 提出期限 令和5年12月21日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482
 - 5) 質 問 書 令和5年12月15日 12:00 まで
※質問の回答については、令和5年12月19日までにHPに掲載します。
 - 6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和5年12月21日 16:00 までとします。
 - 7) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。
- 3 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

【オープンカウンター方式】

濃尾第二改築葛木揚水機場建屋計画通知申請業務

仕 様 書

令和5年12月

独立行政法人水資源機構
木曾川用水総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曾川用水総合管理所が発注する「濃尾第二改築葛木揚水機場建屋計画通知申請業務」に適用する。

第2節 業務場所

愛知県愛西市葛木町江東 14-2

第3節 履行期間

契約締結の翌日から令和6年3月25日までとする。

第4節 業務内容

- ・ 葛木揚水機場建屋計画通知申請業務 1 機場

第5節 貸与資料

- (1) 本業務において貸与する資料は、次のとおりである。
 - 1) 濃尾第二改築早尾揚水機場外更新実施設計業務 設計報告書
 - 2) 葛木揚水機場（既存建屋） 計画通知書
 - 3) 葛木揚水機場地質調査報告書
 - 4) その他、担当職員が必要と認めた資料
- (2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、上記（1）に定める以外の資料が必要となった場合は、担当職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、木曾川用水総合管理所において、着手打合せ時等に引渡しを行い、業務に必要ななくなった時に返却するものとする。

第6節 土地への立入り等

土地への立入り等については、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 受注者は、土地及び建物への立入りに当たっては、あらかじめ担当職員の了解を得るものとする。
- (2) 受注者は、現地踏査等における立木等の伐採及び踏み荒らし等には十分に注意し、極力なくすよう努めなければならない。
- (3) 受注者は、担当職員の認めた以外でむやみに障害物を伐採損傷等した場合には、受注者の責任において復旧するものとする。

第7節 葛木揚水機場建屋計画通知申請業務

(1) 業務内容

本業務は葛木揚水機場建屋の改築にあたり、設計済みである早尾揚水機場建屋（以下、「原設計業務」という。）の設計報告書を利用し、建築基準法に基づく計画通知書及び関係法令に基づく各種申請手続きを行うものである。

本業務においては、申請図書の作成、各種申請手続き窓口への提出及び手続きにおいて生じた資料の補正までを業務の範囲とし、確認済証等の許可証の受け取りは担当職員が行う。

なお、申請図書の作成にあたり、原設計業務の設計図書の変更を行う場合、建築士

法に基づき、受注者は原設計業務の設計者（以下、「原設計者」という）の承諾を求めなければならない。原設計者の承諾が得られない場合は、受注者の責任において設計図書の変更を行うこと。

また、機構より貸与する葛木揚水機場地質調査報告書の結果に基づき、原設計業務の基礎構造の安全性を検証し、必要に応じて修正設計を行うこと。

(2) 技術者の資格

本業務を担当する技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士の資格を有する者でなければならない。

(3) 申請等手続き

1) 建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知書（建築物）の提出

※計画通知書の提出に付随する、建築工事届、建築計画概要書及び消防法第 7 条による建築物同意調書の提出を含む。

2) 原設計業務の設計図書の変更

(4) 手数料

手続きにおいて必要な手数料の納付は本業務に含まない。手数料に必要な証紙等は機構が準備するため、速やかに必要な額面、時期等を担当職員に連絡するものとする。

(5) 関係官公庁への手続き等

1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、建築基準法及び各種関連法令等に基づき関係官公庁等との連絡、打合せ及び協議等を行うものとする。

2) 受注者は、1) の手続き等において機構の公印等が必要となる場合は、手続き等に必要な資料を作成し、担当職員に提出するものとする。

(6) 設計条件

区 分	項 目	条 件
敷地	所在地	愛知県愛西市葛木町江東 14-2
	敷地面積	690. 00 m ²
	都市計画	都市計画区域内 市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200%
葛木揚水機場 (新築)	用途	揚水機場 報酬基準別添二 類型第二号 第 1 類
	構造・規模	鉄骨造 平屋建て
	延べ面積	39. 39 m ²
	必要室	電気室及び機械室
	耐震安全性の分類	構造体：Ⅱ類（重要度係数：1. 25） 建築非構造部材：A類 建築設備：甲類
	電気設備	電灯コンセント設備
	機械設備	換気設備
	作成図面	附近見取図・敷地求積図・配置図 設計概要・仕上表・求積図・ 平面図・屋根伏図・立面図・断面図 建具配置図・建具表・法規チェック

		伏図・軸組図
		部材リスト・鉄骨詳細図
		電気・機械設備図
	その他	設計済みである早尾揚水機場建屋と同一形状の建築物を新築する。 附近見取図・敷地求積図・配置図は新規作図する。 機構より貸与する葛木揚水機場地質調査報告書の結果に基づき、基礎フーチング若しくはラップルコンクリートの安全性を検証し、必要に応じて修正設計を行う。なお、修正設計を行った場合は数量計算書の修正も行うこと。

(7) 原設計業務の受注者

濃尾第二改築早尾揚水機場外更新実施設計業務 NTCコンサルタンツ株式会社

第8節 成果品の提出

受注者は、次の成果品を提出するものとする。

- | | |
|------------------------|---------|
| (1) 電子媒体 (CD-R又はDVD-R) | 1式 (1部) |
| (2) 設計報告書 | 1式 (1部) |
| (3) 業務打合せ記録簿 | 1式 (1部) |
| (4) 計画通知等申請図書 (副本) | 1式 (1部) |

第9節 製本納品

受注者は、次表の方法により製本された成果品を納品するものとする。

名 称	製本方法
設計報告書	用紙は普通紙、用紙規格はA4判又はA3判とし、A4判のパイプ式ファイルに製本のうえ、表紙及び背表紙に業務名称、資料名称、完了年月及び受注者名を「黒文字 (明朝体)」でラベルライター等により貼り付ける。
業務打合せ記録簿	用紙は普通紙、用紙規格はA4判とし、A4判のパイプ式ファイルに製本のうえ、表紙及び背表紙に業務名称、資料名称、完了年月及び受注者名を「黒文字 (明朝体)」でラベルライター等により貼り付ける。
計画通知等申請図書 (副本)	用紙及び用紙規格は官公庁等の定めにより、A4判のパイプファイルに製本する。表紙及び背表紙に業務名称、資料名称、完了年月及び受注者名を「黒文字 (明朝体)」でラベルライター等により貼り付ける。

第10節 疑義等

受注者は、仕様書に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。発注者は、必要があると認めたときは、設計図書又は業務に関する指示の変更内容を受注者に通知して、設計図書等の変更をするものとする。

以上

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年12月13日に交付された(件名:濃尾第二改築葛木揚水機場建屋計画通知申請業務)の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。